

医療・介護・福祉分野における個人情報保護関連ガイドライン比較表

事項名	各ガイドライン名					
	医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
I 趣旨、目的、基本的考え方						
対象となる個人情報取扱事業者	①病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等 ②介護保険法に規定する居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、及び介護保険施設を営業する事業、老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設を営業する事業その他高齢者福祉サービス事業を行う者	健康保険組合及び健康保険組合連合会	国民健康保険組合	国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会	社会福祉法に規定する社会福祉事業を実施する事業者(保護施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設、精神障害者社会復帰施設、授産施設、隣保館、へき地保健福祉館、へき地保育所、地域福祉センター、精神障害者居宅生活支援事業、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業など)	医療に関わる情報を扱うすべての情報システムと、それらのシステムの導入、運用、利用、保守及び廃棄に関わる人または組織
小規模事業者に対して	遵守する努力を求める	遵守を求める	同左	(記述なし)	本指針を踏まえて取り組むことが期待されている	(記述なし)
対象となる「個人情報」	・医療・介護関係事業者が保有する生存する個人に関する情報のうち、医療・介護関係の情報(診療録等の形態に整理されていない場合でも該当) ・死亡後も保存する場合は同等の安全管理措置を講ずるものとする	・生存する個人に関する情報 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・死亡後も適正な取扱いに取り組むことが期待されている	(記述なし)
遺族への個人情報の提供の取扱い	「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日医政局長通知の別添)の9による ・患者が死亡した場合は遅滞なく遺族に対して死亡に至るまでの診療経過等を提供しなければならない ・開示の手続き、開示を拒める場合等については生存する個人の場合に準じる ・情報提供に当たっては本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重する	遺族から診療報酬明細書等の照会があった場合は、「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」(平成17年3月31日保険局長通知)に基づき、本人生前の意思、名誉等を十分に尊重しつつ、遺族に対して個人情報の提供を行うものとする。	同左	死者の情報は原則として個人情報としないことから、法及び本ガイドラインの対象とはならない。	(記述なし)	(記述なし)
個人情報が研究に活用される場合の取扱い	医学研究分野の関連指針とともに本ガイドラインの内容についても留意することが期待される。	(記述なし)	(記述なし)	(記述なし)	(記述なし)	(記述なし)
遺伝情報を診療に活用する場合の取扱い	遺伝学的検査等により得られた遺伝情報の取扱いについては、UNESCO国際宣言等の指針及び関係団体等が定める指針を参考とし、特に留意する必要がある。 医療機関等が、遺伝学的検査を行う場合には、本人及び家族等の心理社会的支援を行う必要がある。	(記述なし)	(記述なし)	(記述なし)	(記述なし)	(記述なし)

事項名	各ガイドライン名					
	医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
Ⅱ 用語の定義等						
個人情報の匿名化の方法	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、生年月日、住所等、個人を識別する情報を取り除く 顔写真の目の部分にマスクングする 符号又は番号を付し、対応表等と照合することで個人が特定される可能性がある場合は本人の同意を得る等の対応も考慮する 特殊な事例等、上記を行っても匿名化が困難な場合は本人の同意を得なければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 	(記述なし)
個人情報データベース等	<ul style="list-style-type: none"> 特定の個人情報を容易に検索できるように構成した集合体 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 レセプト、保健指導記録等も該当する 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	(記述なし)
個人データ	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報データベース等を構成する個人情報 診療録、介護記録、検査結果等も該当する 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	(記述なし)
保有個人データ	<ul style="list-style-type: none"> 個人データのうち、個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正等の権限を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 レセプト、介護給付費明細書等、委託を受けて処理しているものは権限を有していないため該当しない 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	(記述なし)
目的外利用や第三者提供の場合の本人の同意	<ul style="list-style-type: none"> 通常必要と考えられる利用範囲を揭示等により明らかにし、患者、被保険者等から特段の意思表示がない場合は同意を得られていると考えられる 可能な限り本人の同意を得られるよう努める 本人の意思が確認できない状態の場合は回復後速やかに説明し同意を得る 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 保険者から国保連合会が委託されている業務に関しては、委託元である保険者が本人の同意を求めべきである 	<ul style="list-style-type: none"> (記述なし) 	(記述なし)
家族等への病状説明	<ul style="list-style-type: none"> 本人以外の者に病状説明を行う場合は、患者への医療の提供に必要な利用目的と考えられるが、予め本人に対し同意を得ることが望ましい 意識不明や重度の認知症の患者の病状を家族等に説明する場合は、本人の同意を得ずに第三者提供できる場合と考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> (記述なし) 	<ul style="list-style-type: none"> (記述なし) 	<ul style="list-style-type: none"> (記述なし) 	<ul style="list-style-type: none"> (記述なし) 	(記述なし)

事項名	各ガイドライン名						
	医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	
Ⅲ 事業者の義務等							
利用目的の特定等	遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を取り扱う目的をできる限り特定しなければならない ・相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて利用目的を変更してはならない ・あらかじめ本人の同意を得ないで特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない ・本人から利用目的の一部についての同意を取り消す申し出があった場合は、その後は同意を得られた範囲に限定して取り扱う ・合併その他の事由により他の事業者から個人情報を承継した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない ・利用目的の制限の例外(法第16条第3項)に該当する場合は、本人の同意を得ずに個人情報を取り扱うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	(記述なし)
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく場合であっても、利用目的以外の目的で個人情報を利用する場合は、真に必要な範囲に限定することが求められる ・未成年者の場合は法定代理人の同意を得ることで足りるが、一定の判断能力を有する場合は本人の同意も得る ・意識不明や重度の認知症の患者で法定代理人もおらず、緊急に診療が必要な場合は本人の同意を得ずに個人情報を取り扱うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	
	実例等	<ul style="list-style-type: none"> (1)利用目的の特定及び制限 (2)利用目的による制限の例外 ①法令に基づく場合 ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> (1)利用目的の特定及び制限 (2)利用目的による制限の例外 ①同左 ②同左 ③同左 ④同左 	<ul style="list-style-type: none"> (1)利用目的の特定及び制限 (2)利用目的による制限の例外 ①同左 ②同左 ③同左 ④同左 	<ul style="list-style-type: none"> (1)利用目的の特定及び制限 (2)利用目的による制限の例外 ①同左 ②同左 ③同左 ④同左 	<ul style="list-style-type: none"> (1)利用目的の特定及び制限 (2)利用目的による制限の例外 ①同左 ②同左 ③同左 ④同左 	

事項名		各ガイドライン名					
		医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
Ⅲ 事業者の義務等							
利用目的の通知等	遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取得をするに当たって、利用目的をあらかじめ公表するか、本人に通知又は公表しなければならない ・掲示、ホームページ、パンフレット等広く公表する必要がある ・本人から書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し利用目的を明示しなければならない ・利用目的を変更した場合は本人に通知又は公表しなければならない ・取得の状況から見て利用目的が明らかである場合など、利用目的の通知等の例外に該当する場合は上記内容は適用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	(記述なし)
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「取得の状況から見て利用目的が明らかである場合」であっても、利用目的を記載する ・患者、被保険者等から希望がある場合、利用目的等を記載した書面を交付する ・院内等の掲示に当たっては受付の近くに掲示し、初回の患者等に対して当該掲示への注意を促す ・初診時や入院・入所時における説明だけでは十分な理解が得られないことも想定されるので、患者等が落ち着いた時期に再度説明する、診療計画書の個人情報に関する取扱いを記載するなど配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	

事項名		各ガイドライン名					
		医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
個人情報 の適正な 取得、 個人 デー タ内 容の 正 確 性 の 確 保	遵守すべき 事項	・偽りその他の不正な手段により個人情報を取得してはならない	・同左	・同左	・同左	・同左	(記述なし)
		・診療等のために必要な過去の受診歴等については、真に必要な範囲について本人から直接取得するほか、第三者提供について本人の同意を得た者から取得することを原則とする	・同左(保健指導等)	・同左(保健指導等)			
		・親の同意なく、十分な判断能力を有していない子供から家族の個人情報を取得してはならない ・利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左	
	その他の事項	・第三者提供により取得した個人情報に疑義がある場合、本人又は提供元に確認を取る ・個人データの内容の正確性、最新性を確保するため、ルールの設定や研修の開催等を行うことが望ましい	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・同左	

事項名		各ガイドライン名					
		医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険組合における 個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険団体連合会等における 個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督	遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない 従業者に対し、個人データの取扱いに当たって必要かつ適切な監督を行わなければならない 個人データの取扱いを委託する場合は、委託を受けた者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 	<p>情報システムに関する安全管理措置として、以下の各項目について「考え方」「最低限のガイドライン」「推奨されるガイドライン」を設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 方針の設定と公表 医療機関における情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の実践 組織的安全管理対策 物理的安全管理対策 技術的安全管理対策 人的安全管理対策 情報の破棄 情報システムの改造と保守 情報及び情報機器の持ち出しについて 災害等の非常時の対応 外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理 法令で定められた記名・押印を電子署名で行うことについて
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理措置が適切であるかどうか、自主的な検証、外部機関による検証を受け、改善を図ることが望ましい ※医療情報システムを導入したり、それにより情報の外部保存を行ったりする場合は「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」によることとする 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理措置が適切であるかどうか、自主的な検証、外部機関による検証を受け、改善を図ることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理措置が適切であるかどうか検証し、改善を図ることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理措置が適切であるかどうか、自主的な検証、外部機関による検証を受け、改善を図ることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	
個人データの第三者提供	遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。(同意を得る必要がない場合を除く) 本人の同意の一部を取り消す旨の申し出があった場合は、その後は同意のあった範囲に限定して取り扱うものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 <p>・第三者への提供という利用目的が公表されている場合でも、実際に提供するには本人の同意が必要</p>	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 第三者提供に該当しない場合であっても、掲示やホームページ等により提供先をできるだけ明らかにするとともに、問い合わせに回答できる体制を確保する 業務委託の場合、委託している業務の内容、委託先、委託先との間での個人情報の取扱いに関する取り決めの内容等について公開する 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者提供に該当しない場合であっても、ホームページやパンフレット等により提供先をできるだけ明らかにするとともに、問い合わせに回答できる体制を確保する 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 <p>・本人が未成年者又は被後見人の場合は法定代理人の同意を得ることが必要。一定の判断能力を有する場合は本人の同意も得る</p> <p>・被後見人でない知的障害者は本人の同意を得る。家族の同意も得ることが望ましい</p>	

事項名		各ガイドライン名					
		医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
保有個人データに関する事項の公表等	遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 以下の4点を本人の知りうる状態に置かなければならない <ol style="list-style-type: none"> ①氏名又は名称 ②全ての個人データの利用目的 ③保有個人データの利用目的の通知、訂正等の手続き方法及び手数料の額 ④苦情の申し出先等 本人からの自分の個人データの利用目的の通知の求めがあったら遅滞なく通知しなければならない 利用目的の通知をしない旨の決定をしたら本人に遅滞なく通知しなければならない 法施行前から保有している個人情報についても同様の取扱いを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 ・保有個人データの開示に当たって合理的な範囲で手数料を徴収できる ・利用目的の通知をしない旨の決定をしたら本人に遅滞なく通知しなければならない ・法施行前から保有している個人情報についても同様の取扱いを行う 	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 保有個人データの利用目的、開示、訂正等の手続きの方法及び手数料の額、苦情の申し出先等について、掲示やホームページ等によりできるだけ明らかにするとともに、書面の交付や問い合わせに対応できる体制を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	
本人からの求めによる保有個人データの開示	遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 本人から自分の個人データの開示を求められたときは遅滞なく開示しなければならない。当該データが存在しない場合はその旨知らせる 診療録について、患者本人と作成した医師の保有個人データであるという二面性を理由に本人に開示しないことはできない 開示の方法は書面の交付又は開示を求めた者が同意した方法による 開示しない決定をした場合は本人に遅滞なく通知しなければならない。理由も説明するよう努める 他の法令に個人データの開示について規定がある場合はそれによる 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 レセプト情報について、患者本人と診察した医師の保有個人データであるという二面性を理由に本人に開示しないことはできない 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 (記述なし) 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 (記述なし) 同左 同左 同左 	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 法定代理人等から開示の求めがあった場合、原則として本人に対し開示を行う旨説明した後、法定代理人等に対し開示するものとする 開示しない理由は書面で示すことを基本とし、苦情対応の体制についても説明することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	

事項名		各ガイドライン名					
		医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
訂正及び利用停止	遵守すべき事項	・本人から、自分の個人データの訂正、利用停止、第三者提供の停止等の適正な求めがあった場合は応じなければならない	・同左	・同左	・同左	・同左	
		・利用停止や第三者提供の停止等については、それを行うことが困難であり、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置をとる場合は行わなくてもよい	・同左	・同左	・同左	・同左	
		・利用目的から訂正等が必要でない場合、誤りである指摘が正しくない場合、事実でなく評価の訂正を求める場合は訂正を行う必要はない	・同左	・同左	・同左	・同左	
		・手続き違反等の指摘が正しくない場合は利用停止や第三者提供の停止等を行う必要はない	・同左	・同左	・同左	(記述なし)	
		・訂正、利用停止、第三者提供の停止等の措置を行ったとき、又は行わない旨を決定したときは遅滞なく本人に通知しなければならない。理由も説明するよう努める	・同左	・同左	・同左	・同左	
	その他の事項	・訂正、利用停止、第三者提供の停止等の措置を行った、又は行わない旨は文書で本人に通知することを基本とし、苦情対応の体制についても説明することが望ましい	・同左	・同左	・同左	・同左	・訂正、利用停止、第三者提供の停止等の措置を行った、又は行わない旨は文書で本人に通知することを原則とし、苦情対応の体制についても説明することが望ましい
		・訂正する際は訂正した者、内容、日時等がわかるようにしなければならない	・同左	・同左	・同左	・同左	(記述なし)
・保有個人データの字句などを不当に変えてはならない		・同左	・同左	・同左	・同左	(記述なし)	
	(記述なし)	(記述なし)	(記述なし)	・委託を受けて処理しているレセプト、介護給付費明細書等について訂正等の求めがあった場合は当該個人データを保有していない旨を通知し、合わせて委託元の保険者に請求すべき旨を通知することが望ましい	(記述なし)		

事項名		各ガイドライン名					
		医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
開示等の求めに応じる手続き及び手数料	遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保有個人データの開示等の求めに関し、本人に過重な負担とならない範囲で、受付先、書面の様式、本人又は代理人であることの確認方法、手数料の徴収方法を定めることができる ・本人が容易かつ的確に保有個人データの開示等の求めができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供等の措置をとらなければならない ・保有個人データの開示等の求めは、本人の他、法定代理人、本人が委任した代理人が行うことができる ・保有個人データの利用目的の通知や開示について、手数料を徴収できる。金額は合理的と認められる範囲で定めなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の点に留意しつつ保有個人データの開示等の手続きを定めることが望ましい <ul style="list-style-type: none"> －開示を求める方法は書面によることが望ましいが、理由を記載させることは不適切 －開示を求める者が本人又は代理人であることを確認する －開示等の求めがあった場合、主治医等の意見を聞いた上で速やかに可否を決定し、開示の求めを行った者に通知する －法第25条第1項各号に該当する可能性がある場合、検討委員会等において可否を検討し速やかに決定することが望ましい －本人に過重な負担とならない範囲で、開示する日時、場所、方法等を指定することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 －同左 －同左 －開示等の求めがあった場合、医療機関の意見を聞いた上で速やかに可否を決定し、開示の求めを行った者に通知する －同左 －同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 －同左 －同左 －同左 －同左 －同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 －同左 －同左 －(記述なし) －同左 －同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 －同左 －同左 －開示等の求めがあった場合、担当スタッフの意見を聞いた上で速やかに可否を決定し、開示の求めを行った者に通知する －同左 －同左 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・代理人等から開示の求めがあった場合、原則として本人に対し開示を行う旨説明した後、求めを行った者に対して開示するものとする ・代理人等からの開示等の求めが、本人の意志が明確でない包括的な委任等に基づくものである場合は、本人に対し十分説明し、意思を確認した上でそれを踏まえた対応を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・記述なし ・記述なし 	

事項名		各ガイドライン名					
		医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
理由の説明、苦情対応	遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 本人から求めのあった保有個人データの利用目的の通知、訂正、利用停止、第三者提供の停止等について、行わない又は求めと異なる措置を行う場合は、理由を説明するよう努めなければならない 個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な対応に努め、必要な体制の整備に努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	
	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 本人理由を説明する際は書面によることを基本とし、併せて苦情対応の体制についても説明することが望ましい 苦情対応に当たって、専用の窓口の設置や担当スタッフ以外の職員による相談体制の確保など、相談を行いやすい環境の整備に努める 苦情対応の体制について掲示やホームページ等で周知を図るとともに、地方公共団体や医師会等が開設する相談窓口等についても周知することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 苦情対応に当たって、専用の窓口の設置など、相談を行いやすい環境の整備に努める 苦情対応の体制についてパンフレットやホームページ等で周知することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 苦情対応の体制について掲示やホームページ等で周知に努める 地方公共団体等が開設する相談窓口等についても周知することが望ましい 	
Ⅳ. ガイドラインの見直し等							
見直し	法、本ガイドラインや「診療情報の提供等に関する指針」の運用状況等も踏まえながら、必要に応じ検討及び見直しを行うものとする	必要に応じ検討及び見直しを行うものとする	同左	同左	同左	同左	冒頭に改定履歴(改定理由、内容)あり見直しについての規定自体はなし
事例集の作成・公開	厚生労働省は本ガイドラインを補完する事例集を作成し公表している	厚生労働省は本ガイドラインを補完する事例集を作成し公表するものとする	(記述なし)	(記述なし)	(記述なし)	(記述なし)	
別表等							
	<ul style="list-style-type: none"> 別表1 医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者を作成・保存が義務づけられている記録例 別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的 別表3 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される主な事例(法令に基づく場合) 別表4 医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等 別表5 医学研究分野における関連指針 別表6 UNESCO国際宣言等 	<ul style="list-style-type: none"> 別表1 健保組合等が保有する個人情報の例 別表2 健保組合等の通常の業務で想定される主な利用目的 	<ul style="list-style-type: none"> 別表1 国保組合が保有する個人情報の例 別表2 国保組合の通常の業務で想定される主な利用目的 	<ul style="list-style-type: none"> 別表1 国保連合会等が保有する個人情報の例 別表2 国保連合会等の通常の業務で想定される主な利用目的 	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1 福祉関係事業者の通常の業務で想定される利用目的 別紙2 福祉関係事業者の通常の業務で想定される主な利用目的の事例(法令に基づく場合) 別紙3 福祉関係業務に従事する者の守秘義務 	<ul style="list-style-type: none"> 付表1 一般管理における運用管理の実施項目例 付表2 電子保存における運用管理の実施項目例 付表3 外部保存における運用管理の例 付録(参考)外部機関と診療情報等を連携する場合に取り決めるべき内容 	